電子帳簿ソフト法的要件認証基準

2018/12/20 Rev.1.0

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

目次

前書き 1
著作権 1
免責事項 1
特許 1
注意 1
1. 適用範囲 2
2. 認証基準 2
2.1 判定の対象 2
2.2 判定方法 2
1)判定基準 2
3. その他 3
3. 1 本規程の改訂 3
附則 3

前書き

著作権

すべての権利は留保される。このドキュメントは、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会の許可書なしで使用、コピー、及び配布はできない。他のすべての使用、コピー、および分配は禁止する。

免責事項

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会は、このドキュメントの使用によるいかなる損害賠償にも責任がない。

特許

この認証基準の全部または一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会は、このような技術的性質を持つ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について責任を持たない

注意

このドキュメントの内容に関する詳細な説明、又は解釈のあいまいさや矛盾がある場合には、以下に相談してください。

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

1.　適用範囲

この規程は、「電子帳簿ソフト法的要件認証制度に関する基本規程」の下に、電子帳簿ソフト法的要件認証項目・認証基準を定めるものである。

2.　認証基準

2.1 判定の対象

申請者が提出した、電子帳簿ソフト製品として利用者に納品または提供されるマニュアルを対象とする。

マニュアルとは以下の内容のいずれかのものをいう。

1) 電子帳簿ソフト機能と操作を説明する文書ファイルまたは URL で示される WEB ページ。

2) 電子帳簿ソフト機能の一覧表形式の文書ファイルまたは URL で示される WEB ページ。

但し、該当一覧表記載の内容が、上記１）のマニュアルに記載されていることが申請者によって保証されていなければならない。

2.2 判定方法

1)判定基準

別紙１.「電子帳簿ソフト法的要件認証　機能リスト」に定める機能要件

電子帳簿の「作成・保存」と「保存」の 2 パターンの「電子帳簿ソフト法的要件認証機能リスト」を定める。

2)対象ソフトの評価

別紙１.「電子帳簿ソフト法的要件認証　機能リスト」に定める機能要件を満たしているか否かを対象ソフト製品のマニュアルの記述からから評価し、機能要件毎に表 1.に定める記号で判定結果を表示する。

表１　評価結果の表示記号

記号	評価結果
○	申請者が申告した電子帳簿ソフト製品のマニュアル記載箇所に、該当機能の説明が記載されていると判定された。
△	申請者が申告した電子帳簿ソフト製品のマニュアル記載箇所に、該当機能の説明が記載されていると判断できない。
×	申請者が申告した電子帳簿ソフト製品のマニュアル記載箇所に、該当機能の説明がない。
ー	チェックリスト記載の条件により判定対象外

3)判定・認証

判定対象外となる項を除き、評価結果が全て○をもって認証する。

3.　その他

3. 1本規程の改訂

この規程の内容に、疑義、変更の必要性を確認した場合は、電子帳簿ソフト法的要件認証審査委員会で審議する。

附則

この基準は、2018 年 12 月 20 日より運用する。

改訂履歴

版数　制定日　　改訂内容

○ 電子帳簿ソフト法的要件認証制度の前提条件

1	帳簿の認証システムは、会計システム及び保存システムであること。 上流システム等を含めたシステム構成全体の認証制度ではないこと
2	帳簿データを作成するシステムと保存するシステムを別に評価・認証すること
3	帳簿保存システム単体でも認証を行う。

①電子帳簿ソフト製品 認証パターン1

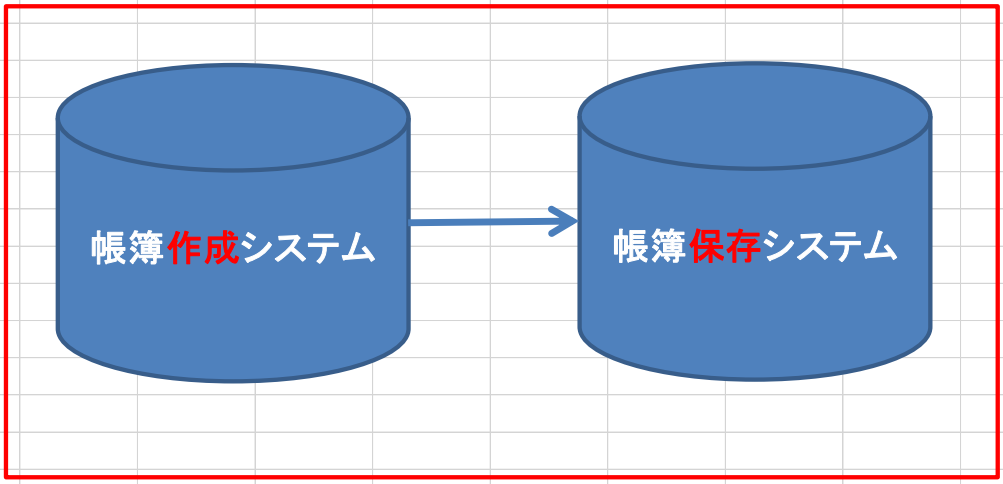

②電子帳簿ソフト製品 認証パターン2

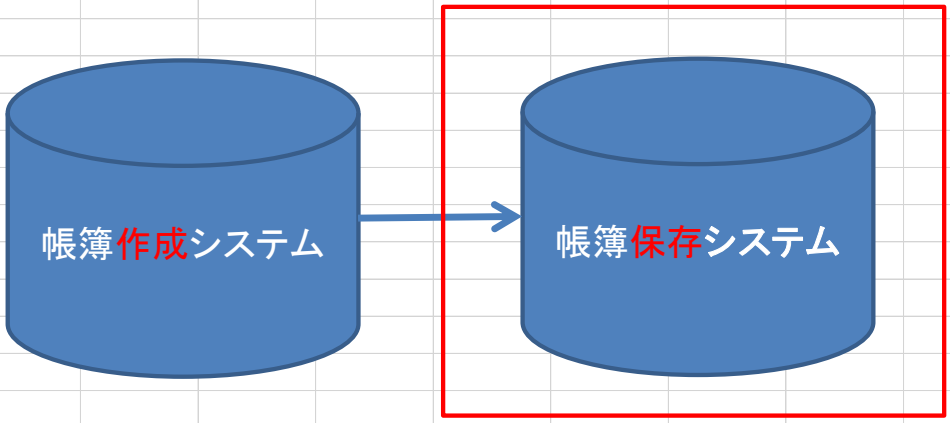

JIIMA 電子帳簿ソフト法的要件認証　機能一覧表

2018/12/13 Rev.1.01　JIIMA 電子帳簿ソフト認証準備WG 制作

分類No	項目			関係法令、Q&A	審査対象	作成・保存するシステムにおいて必要な機能 （認証パターン1）	保存するシステムにおいて必要な機能 （認証パターン2）
111	法人税法上の帳簿保存要件	帳簿の備付け		法法126、QA20	○	○帳簿を作成する会計システムにおいて、仕訳帳、総勘定元帳及び補助簿として法規別表二十の記載事項が全て入力可能となっており（入力項目については内容が同等であれば表示・表現の差異は問わない）、かつ入力項目は出力項目としても出力可能であること。	
112	法人税法上の帳簿保存要件	記載レコード及び 記載項目		法規54、QA18	○	○帳簿（補助簿等を含めて）には全ての取引データの保存が必要である旨、マニュアル等に特記事項として付記されている。	
113	法人税法上の帳簿保存要件	主要簿の記載項目		法規55、QA27	○	○帳簿を作成する会計システムにおいて、仕訳帳、総勘定元帳の記載項目が入力項目として設定されている。（NO.111 と重複） ○帳簿を作成する会計システムにおいて、相手方勘定科目が確認できる。（ドリルダウン形式での確認も可。相手方勘定科目に諸口を使用する際は、諸口勘定を勘定科目として別途表示され、仕訳明細を明確にできるものも可。また諸口勘定は帳簿データを保存するシステムに保存がある場合も可。）	
114	法人税法上の帳簿保存要件	保存期間		法規59	○	○速やかに出力可能である（データ閲覧機能） △保存期間中、保存データは意図しない改変ができない措置がされている。 ○10年間データを保存することができる。（保存年数を設定できる） ○保存するシステムのデータは、作成するシステムのデータと同一であること。	○速やかに出力可能である（データ閲覧機能） △保存期間中、保存データは意図しない改変ができない措置がされている。 ○10年間データを保存することができる。（保存年数を設定できる） ○保存するシステムのデータは、作成するシステムのデータと同一であること。（帳簿を作成するシステムから連携する帳簿データを変更することなく、そのまま保存する必要がある旨、マニュアル等に特記事項として付記されている。）
115	消費税法上の帳簿保存要件	記載項目及び 消課非判定Fの制定		消法30	○	○消法30条⑧の記載項目が入力項目として設定されている。 ○仕訳情報が、課税・非課税等に区分された記載が可能であること。 △仕訳情報が、税率および仕入れ資産等の軽減税率対象品目該当の有無を確認できること。	
116	電帳法上の帳簿保存要件	電磁的記録の保存		法4①、通4-1、4-2、4-4、QA4、11	○	○最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して帳簿を作成している旨、マニュアル等に特記事項として付記されている。 ○帳簿入力が仕訳明細単位で行え、仕訳明細単位で保存が可能であること。 ○帳簿入力項目は、税法記載必須項目についてテキストデータで入力され、テキストデータで保存されること。（手書き運用の部分がないこと。） ○データについては画像等イメージファイルではないこと。 △データのバックアップを取ること。	○最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して帳簿を作成している旨、マニュアル等に特記事項として付記されている。 ○帳簿入力項目は、税法記載必須項目についてテキストデータで入力され、テキストデータで保存されること。（手書き運用の部分がないこと。） ○データについては画像等イメージファイルではないこと。 △データのバックアップを取ること。
117	電帳法上の帳簿保存要件	真実性の確保	訂正削除履歴	規3①一、通4-5、4-6、4-7、4-8、QA21、8、22、23、24	○	○訂正削除履歴を自動的に残すとともに、例えば反対仕訳方式の場合は反対仕訳に元仕訳を紐付けて特定できるような情報（一連番号、伝票番号及びキー番号等）を自動的に付加する。 △訂正削除を行った事実を確認するため訂正削除した入力年月日、部署、担当者等の情報も自動的に付加する（部署、担当者はコード、ID等でも可）。 ○当初の入力から一週間以内であれば訂正削除履歴を残さない機能を実装し、選択適用できる。 ○通常の期間（最長でおおむね1ヶ月まで）を経過した後の追加入力については、入力月、入力年月日もしくは一連番号等を自動的に付与し、かつ当該情報は訂正削除できない。 ○課税期間中、一貫して訂正削除履歴を保存する。なお、訂正削除履歴のON、OFF機能がある場合には、その旨をマニュアル等で明記する。	○訂正削除履歴を保存する機能を備えている。
118	電帳法上の帳簿保存要件		相互関連性	規3①二、通4-9	○	○出力可能な関連する帳簿間において、表示される各種数値データの相互関連性をシステム内のデータもしくは書面などの方法で検証できる。	○出力可能な関連する帳簿間において、表示される各種数値データの相互関連性をシステム内のデータもしくは書面などの方法で検証できる。
119	電帳法上の帳簿保存要件		備付書類	規3①三、通4-11、QA16	○	○操作説明書については、書面もしくはデータやオンライン マニュアルやオンラインヘルプ機能で提供する。 ○電子帳簿保存法の帳簿のデータ保存の承認に当たっては、システムの運用に際し、電子計算処理に係る事務手続きを明らかにした書類及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続きを明らかにした書類を整備する必要がある旨、マニュアル等に特記事項として付記されている。	○操作説明書については、書面もしくはデータやオンライン マニュアルやオンラインヘルプ機能で提供する。 ○電子帳簿保存法の帳簿のデータ保存の承認に当たっては、システムの運用に際し、電子計算処理に係る事務手続きを明らかにした書類及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続きを明らかにした書類を整備する必要がある旨、マニュアル等に特記事項として付記されている。
120	電帳法上の帳簿保存要件	可視性の確保	見読可能性	規3①四、通4-12、4-13、QA10、17	○	○帳簿のデータをディスプレイの画面及び書面に、速やかに出力することができるようハードウェアやデータ量を考慮した閲覧環境を整備する必要がある旨、マニュアル等に特記事項として付記されている。 ○整然とした形式及び明瞭な状態で帳簿データをディスプレイの画面及び書面に出力できる。 （出力に際しハードコピーやダンプリストのような形式は不可） △帳簿データのダウンロード機能（申請帳簿のデータDL） ○マスタデータは履歴管理し、課税期間に対応したものを全て保存するなどにより、対応する各年次のデータと関連付けて表示することができる。（マスターが最新の状態で上書き保存されることにより、過年度分の項目の表示が最新のものに置き換わってしまうことは不可）	○帳簿のデータをディスプレイの画面及び書面に、速やかに出力することができるようハードウェアやデータ量を考慮した閲覧環境を整備する必要がある旨、マニュアル等に特記事項として付記されている。 ○整然とした形式及び明瞭な状態で帳簿データをディスプレイの画面及び書面に出力できる。 （出力に際しハードコピーやダンプリストのような形式は不可） △帳簿データのダウンロード機能（申請帳簿のデータDL） ○マスタデータは履歴管理し、課税期間に対応したものを全て保存するなどにより、対応する各年次のデータと関連付けて表示することができる。（マスターが最新の状態で上書き保存されることにより、過年度分の項目の表示が最新のものに置き換わってしまうことは不可）
121	電帳法上の帳簿保存要件		検索機能	規3①五、通4-14、4-15、4-16、4-17、QA12、13、14、26、	○	○検索で抽出された結果のみを表示することができる。 ○検索項目について、データが入力されていない項目（Null値）でも検索ができる。 ○帳簿のデータを作成するシステムと検索するシステムは異なっても良いが、その場合、検索に使用する帳簿のデータが、承認を受けて保存している帳簿のデータと同一のものであることを確認できるような措置を講ずる必要がある旨、マニュアル等に特記事項として付記されている。 ○1課税期間を通じて検索期間設定ができる。 ○期間を指定して検索期間設定ができる。 ○検索した結果が速やかにディスプレイやプリンタに出力することができるだけでなく、検索時間についても速やかにできることが必要となるため、ハードウェアやデータ量を考慮した閲覧環境を整備する必要がある旨、マニュアル等に特記事項として付記されている。 ○取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定することができる（通達4-15の記録項目に準ずる）。 ○日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して検索条件を設定することができる。 ○二以上の任意の記録項目を組み合わせて検索条件を設定することができる。（組み合わせ検索は段階的検索でも可）	○検索で抽出された結果のみを表示することができる。 ○検索項目について、データが入力されていない項目（Null値）でも検索ができる。 ○帳簿のデータを作成するシステムと検索するシステムは異なっても良いが、その場合、検索に使用する帳簿のデータが、承認を受けて保存している帳簿のデータと同一のものであることを確認できるような措置を講ずる必要がある旨、マニュアル等に特記事項として付記されている。 ○1課税期間を通じて検索期間設定ができる。 ○期間を指定して検索期間設定ができる。 ○検索した結果が速やかにディスプレイやプリンタに出力することができるだけでなく、検索時間についても速やかにできることが必要となるため、ハードウェアやデータ量を考慮した閲覧環境を整備する必要がある旨、マニュアル等に特記事項として付記されている。 ○取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定することができる（通達4-15の記録項目に準ずる）。 ○日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して検索条件を設定することができる。 ○二以上の任意の記録項目を組み合わせて検索条件を設定することができる。（組み合わせ検索は段階的検索でも可）

『関連法』凡例　法:電子帳簿保存法、規:電子帳簿保存法施行規則、通:電子帳簿保存法取扱通達、
QA:電子帳簿保存法Q&A（電子帳簿書類、電子取引関係）、法規:法人税法施行規則、消法:消費税法

『審査対象』凡例　○:必須事項、または前提事項　△:推奨事項

※【前提事項】とは、電子帳簿保存法およびその他の税法のシステム的な要求事項であるが、ソフトウェア以外の機能要件として要求される事項を、注意書きとしてマニュアル等に特記事項として記載する旨を求める項目

電子帳簿保存法	http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=410AC0000000025
電子帳簿保存法施行規則	http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=410M50000040043
電子帳簿保存法取扱通達	http://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/sonota/980528-4/index.htm
電子帳簿保存法Q&A（電子帳簿書類、電子取引関係）	http://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/denshihozon_torihiki.pdf